

令和6年8月
林 野 庁

令和7年度 税制改正要望（林野関係）

- 1 農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用施設に係る課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限1/2）の2年延長（不動産取得税）
- 2 農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置（3年間、1/2）の2年延長（固定資産税）
- 3 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置の本則化等（法人税）
- 4 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予等における営農困難時貸付け等の拡充（相続税・贈与税、不動産取得税）
- 5 農業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の2年延長（登録免許税）
- 6 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（10%、資本金3千万円超の法人は7%）〔中小企業経営強化税制〕の拡充及び2年延長（所得税・法人税）

【経産省等4省共管】

- 7 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は法人税額等の特別控除（7%）〔中小企業投資促進税制〕の2年延長（所得税・法人税）

【経産省等4省共管】

- 8 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税措置の延長（印紙税）

【財務省等5省庁共管】